

平成 19 年度

主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査
報告書

平成 20 年 3 月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

はじめに

平成 17 年 6 月末、兵庫県尼崎市の旧石綿製品製造工場の周辺住民に中皮腫が発症しているとの報道がなされて以来、環境経由のばく露を含めた、石綿による健康被害が社会的問題となった。同年 7 月末より、政府は、石綿問題に関する関係閣僚会合を重ね、この問題に対する取組を進めてきた。その取組の一環として、労災補償を受けずに亡くなった労働者、家族及び周辺住民を救済するための新たな法的措置を講じることとなり、平成 18 年 2 月 3 日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立した。

本調査では、我が国における石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考とするため、主要先進国における類似制度等に関する各種情報を収集した。本調査においては、特に、我が国における石綿健康被害救済制度の運用に資するという観点から、調査対象国において、労災保険による補償制度とは別途の我が国制度と類似する石綿健康被害救済制度があるか否か、ある場合は、当該制度に焦点を置いて調査を行った。

具体的には、中皮腫に罹患した被害者に対する補償制度として、労働者と使用者の調停制度を運用してきた経験をもとに、2007 年 4 月より、環境ばく露による中皮腫患者に対する補償制度を導入したオランダ、労災保険とは別途の石綿健康被害救済制度を導入したベルギー、及びニュー・サウス・ウェールズ州において粉じん疾患裁判所を設置し、専門家による迅速な裁判により救済を図っているオーストラリアについては詳細調査とし、現地において関係主体に対しヒアリング調査を実施した（本報告書第一部）。また、2006 年末に環境ばく露被害者を含めた中皮腫患者への新たな補償制度の導入を発表したイギリス、労災制度のもと石綿疾患患者の補償を行っている世界有数の工業国であるドイツの 2 ケ国についても、文献調査を中心に、概況調査として、収集した情報を整理し、とりまとめた（本報告書第二部）。

なお、本調査を進めるにあたっては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所 産業医学総合研究所（川崎施設）健康障害予防研究グループ 部長 森永 謙二先生、東洋大学法学部 山下 りえ子教授に、医学的、法学的観点から、ご助言、ご指導を頂いた。ご多忙にもかかわらず、快くお引き受けくださった先生方に改めて厚く感謝申し上げます。

本調査が、我が国における石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考となれば幸甚である。

平成 20 年 3 月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

なお、本報告書では、各国の文献について暫定的翻訳に基づき引用している。そのため、本報告書に記載されている内容を利用する際は、脚注に掲げている原典を直接参照頂きたい。

目 次

第一部 詳細調査

．オランダ	1
1．石綿関連データ	3
(1) 石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量	3
(2) 石綿関連産業の状況	4
2．石綿健康被害の状況	5
(1) 中皮腫による死亡者数	5
(2) 中皮腫の発症者数	6
3．非職業ばく露被害者への新たな補償制度 (TNS 制度)	8
(1) 導入の背景	8
(2) 根拠法令	8
(3) 制度の概要	9
4．石綿被害者機構による補償	10
(1) 目的	10
(2) 給付対象者	10
(3) 給付額	12
(4) IAS の調停手続	12
(5) IAS 制度を補完する制度	13
(6) IAS 制度及び TAS 制度の実施状況とこれまでの実績	16
5．医学的診断パネル	19
(1) オランダ中皮腫パネル (NMP)	19
(2) オランダ肺・結核専門家協会 (NVALT)	20
参考資料	22
．ベルギー	50
1．石綿関連データ	51
2．石綿健康被害の状況	53
3．石綿被害者補償基金の概要	54
(1) 基金導入の背景	54
(2) 基金の対象	54
(3) 給付額	55
(4) 年間申請数及び標準処理期間	55
(5) 医学的診断基準・認定方法	56

（６）基金の財源	56
参考資料	57

Ⅲ．オーストラリア	82
1．石綿関連データ	85
（１）生産量	85
（２）輸入量	86
（３）使用量	86
2．石綿健康被害の状況.....	88
（１）中皮腫による死亡者数.....	88
（２）ウィットヌームにおける石綿健康被害の状況.....	89
3．石綿製品メーカーによる被害者補償基金（James Hardie 社）	91
（１）背景	91
（２）医療研究・補償基金の設立.....	91
（３）新たな基金の設立	96
4．NSW 州粉じん疾患裁判所	100
（１）NSW 州粉じん疾患裁判所とは.....	100
（２）DDT 請求対象疾患.....	101
（３）請求に関する優先順位	101
（４）DDT の裁判手続上の特質.....	102
（５）裁判手続の流れ	103
（６）DDT 手続に前置される「請求解決プロセス」の導入	105
5．石綿健康被害に係る調査研究・情報公開.....	112
（１）石綿健康被害に係る調査研究	112
（２）石綿健康被害に係る情報公開	112
参考資料	114

第二部 概況調査

・イギリス	129
1．石綿関連データ	132
（１）イギリスにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量	132
2．石綿健康被害の状況	134
（１）中皮腫死亡者数	134
（２）中皮腫死亡者数のピーク予測	137
3．非職業ばく露による中皮腫患者補償制度案	138
（１）支払対象	138
（２）受給要件	138
（３）給付額	139
（４）財源	139
（５）請求手続	139
（６）請求見込み	140
4．労災補償制度	141
（１）労災補償制度	141
（２）じん肺労災補償制度	147
5．中皮腫・石綿肺に関する情報収集システム	148
参考資料	149
・ドイツ	156
1．石綿関連データ	158
（１）ドイツにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量	158
2．労災補償制度と石綿健康被害の状況	160
（１）労災補償制度の法的根拠	160
（２）労災補償制度と石綿疾患	160
（３）給付内容	162
（４）労災補償制度の実績と石綿健康被害の状況	163
3．環境ばく露の取扱い	167
4．石綿健康被害に関する情報収集システム	167
（１）石綿粉じんばく露被用者中央登録機関の任務	167
（２）石綿粉じんばく露被用者中央登録機関データベースの内容	167
（３）登録者数	168
（４）医療検査プログラム	168